

西谷 正浩（日本史学）

日本中世の所有構造

本論文は、主として土地に基づく所有の分析を通して、日本中世社会特有の所有構造、特に所有の仕組みとそれを成り立たせた思考について検討を加えたものである。

第一編では 11～14 世紀の荘園制に関わる所有のあり方を考察した。第一章では、平安後期における土地制度の展開過程を検討し、11 世紀中葉に荘園の増大によって従来の基本的な土地制度が危機に陥ったため、荘園整理令の中で創出された従来と異なる荘園・公領の概念を基準に秩序の回復が図られ、11 世紀末に新たな荘園公領制の体制に転換したことを明らかにした。第二章では、中世宇佐宮領の形成過程を検討する作業を通して、荘園公領制の形成の原動力が地方における私領形成であったことを明らかにした。第三～四章では、鎌倉後期の徳政令の展開が上位者優位という「職の体系」を大きく変化させたこと、摂関家である九条家の家領は 14 世紀前半に貴族社会の構成単位が権門から家門に移行したことを明らかにした。以上の考察を踏まえて、第五章では平安末～室町期における荘園諸職の特質を明らかにした。

第二編では 13～15 世紀における荘園制の中での下級所有のあり方について論じた。第一章では、在地社会の土地構造を分析し、借耕関係の複雑な網の目が村落内外に及んでいたことを明らかにした。第二章では、東寺領東西九条の土地帳簿の分析から、15 世紀前半に村の耕地に対する集団的耕営権が確立したことを明らかにし、第三章では、東寺の散在所領の集積過程を検討し、土地集積が荘園支配とは別次元の宗教的な動機を主たる推進力としたことを明らかにした。第四章では、中世後期の土地制度と政治・経済・慣行などの諸要因との関係を包括的に論じた。

第三編では平安末～鎌倉期における上級貴族の親族組織と相続制度について考察を加えた。第一章では、12 世紀を中心に家と社会の関係、家の構造、相続システムについて検討を加えた。第二～三章では、摂関家・九条家を素材にして、鎌倉時代における相続システムを検討し、最終的に長子単独相続に移行することを明らかにした。以上の考察を踏まえて、第四章では貴族社会の変動を家の構造変化と関連づけて論じ、家内部の所有関係の変化が貴族社会の変動と相関的に進行したことを明らかにした。

終章では、職の問題を中心に据えて中世的所有の特質を総括的に論じた。職の集合体である中世社会では、個別の職における秩序を守ることが個人を益すると同時に、社会全体の安定につながるような構造が存在したことを明らかにした。

土地の所有構造—荘園制の研究は戦後の日本中世史研究の主流をなすものであり、提出者はこれに正面から取り組み、多くの新知見を提示している。以上の研究は、多くの先行研究を整理した上で、土地に関わる所有を中心にして日本中世の政治・社会・経済の構造について体系的に論じた労作である。

以上のような観点から、本調査委員会は、本論文の提出者が、博士（文学）の学位を授与されるに十分な能力を持つものであると認めるものである。